

茨木市建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事(以下「建設工事」という。)の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施について、法令等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 総合評価落札方式の対象となる建設工事(第6第1項において「対象工事」という。)は、予算額5,000万円以上の案件のうちから、茨木市工事請負入札審査委員会規程(昭和46年茨木市訓令第19号)第1条の規定により設置された茨木市工事請負入札審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て市長が選定するものとする。

(総合評価落札方式の型式及び入札方法)

第3 総合評価落札方式については、次の各号に掲げるいずれかの型式によって実施する。

- (1) 標準型 技術的な工夫の余地が大きい工事で、施工上の工夫等の技術提案、企業の施工能力、技術者の能力及び地域貢献・社会性等と入札参加者の入札価格を総合的に評価する型式
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、企業の施工能力、技術者の能力及び地域貢献・社会性等と入札参加者の入札価格を総合的に評価する型式
- (3) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画を要件とせず、企業の施工能力、技術者の能力及び地域貢献・社会性等と入札参加者の入札価格を総合的に評価する型式

2 総合評価落札方式の入札方法については、一般競争入札又は指名競争入札によって実施する。

(評価委員への意見聴取及び技術評価)

第4 市長は、令167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めようとするときは、同条第4項の規定により、あらかじめ、茨木市総合評価競争入札評価委員会委員(以下「評価委員」という。)の意見を聴かなければならない。また、当該落札者決定基準において技術的な評価(以下「技

術評価という。」)を行う必要があるときは、評価委員による技術評価を依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定による意見聴取において、令第167条の10の2第5項の規定により、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定による意見聴取の方法は、面談、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(オンライン)又は電子メールによるものとする。

(落札者決定基準)

第5 落札者決定基準には、総合評価基準、評価の方法及び落札者決定の方法を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、第4第1項の規定による評価委員への意見聴取の結果を踏まえ、委員会の審議を経て市長が決定する。

(総合評価基準)

第6 総合評価基準は、対象工事の目的及び内容ごとに、価格以外の条件として必要と認める評価項目及び評価基準を定めるものとする。

2 評価項目は、施工上の工夫等の技術提案に関する事項又は施工計画に関する事項及び企業の施工能力に関する事項、技術者の能力に関する事項、地域貢献・社会性に関する事項、その他評価に関して必要な事項とする。

3 評価基準は、前項に掲げる評価項目に応じて付与される点数を定めるものとする。

(技術資料の提出)

第7 入札参加希望者は、評価をするために必要な資料(以下「技術資料」という。)を当該入札公告に定める日時までに市長に提出するものとする。

(技術評価点の決定)

第8 茨木市総合評価競争入札評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、前条の規定により提出された技術資料について審査を行い、技術評価点を決定するものとする。

2 評価委員会は、提出された技術資料の内容に不明な点がある場合は、提出者に対して説明を求めることができる。

(評価の方法)

第9 評価は、評価点と当該入札参加者の入札価格を基に、次の各項のいずれかの方法を採用して求めるものとする。

2 除算方式

評価値＝評価点/入札価格×定数

(1) 第3各号の規定による総合評価落札方式の型式のうち低入札調査基準価格を設定する工事

ア 入札価格が低入札調査基準価格以上の場合

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数}$$

イ 入札価格が低入札調査基準価格未満の場合

$$\text{評価値} = \text{評価点} / (\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})) \times \text{定数}$$

(2) 第3各号の規定による総合評価落札方式の型式のうち最低制限価格を設定する工事

なお、この場合において入札価格が最低制限価格未満の場合は、当該入札価格を提示した入札参加者を失格とする。

ア 入札価格が最低制限価格以上の工事

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数}$$

3 加算方式

$$\text{評価値} = \text{評価点} + (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}))$$

(落札候補者の決定)

第10 前2条の規定により得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きで落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第11 落札者は、委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。ただし、落札者の決定に際し、第4第2項の規定が適用される場合には、同項の規定による評価委員への意見聴取の結果を踏まえ、決定するものとする。

(入札公告に示す事項)

第12 総合評価落札方式により一般競争入札を行おうとするときは、令第167条の10の2第6項の規定により、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用している旨

(2) 技術資料の内容及び提出期限

(3) 落札者決定基準

(4) その他必要と認める事項

(入札結果の公表)

第13 総合評価落札方式によって落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 工事名及び工事場所

(2) 入札の日時及び場所

(3) 予定価格

- (4) 低入札調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格
 - (5) 入札参加者の商号又は名称
 - (6) 入札参加者の入札価格
 - (7) 入札参加者の技術評価点
 - (8) 入札参加者の評価値
- (評価内容の担保)

第14 第7の規定により提出された技術資料に虚偽の記載があった場合は、市長は、契約の解除及び指名停止の措置を講じることが出来る。また、当該技術資料のうち施工上の工夫等の技術提案に関する事項又は施工計画に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、令和4年1月1日から実施する。
(茨木市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱の廃止)
- 2 茨木市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱(平成22年6月11日実施)は、廃止する。